

# 市民と行政の協働指針～パートナーシップによるまちづくり～(素案)に関するご意見等をお寄せください

少子高齢化の進展や高度情報化などの社会情勢の変化、市民の価値観の多様化に伴い、市民や地域が抱える課題は複雑化・多様化してきており、その課題解決にむけて市民等と行政とがそれぞれの役割を分担しながら協力して取り組んでいくという「協働」の考え方が生まれてきました。

このような状況のなか、本市では第4次朝霞市総合振興計画において、「市民がつくり、育てるまち」をまちづくりの基本理念として定め、市民等と行政のパートナーシップによるまちづくりをめざし、さまざまな施策に取り組んでおります。

市では、市民等と行政が共通認識を持って協働によるまちづくりを推進していくためには、協働の基本的な考え方や市民活動等に対する支援方策について定めた協働指針の策定が必要であると考え、市民の方々を交えた策定委員会を設置し、策定に向けた検討を行ってまいりました。市民の皆さんからご意見等をいただき、平成20年度内に策定したいと考えております。ぜひ、ご意見等をお寄せください。

「協働」とは...市民等と行政が、共通の目的を実現するために、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場でお互いの特性や能力を活かしながら、連携し、協力することとされています。

## この指針(素案)に関するパブリックコメント(意見募集)を行います

朝霞市市民協働指針策定委員会により取りまとめられた「市民と行政の協働指針(素案)」について、市民の皆さんのご意見を募集します。

意見募集期間 / 8月15日(金)～9月16日(火)(必着)

意見提出方法 / 住所、氏名およびご意見を記入のうえ、郵送、ファックス、電子メールまたは直接提出してください。

意見を提出できる方 / 市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体

公表資料 / 市民と行政の協働指針～パートナーシップによるまちづくり～(素案)

資料閲覧場所 / 市政情報コーナー、内間木支所、各出張所、各公民館、図書館(本館・北朝霞分館)、市ホームページ

意見の公表 / 提出されたご意見に対して、個別に回答は行いません。また、意見の内容以外の個人情報は公表しません。

注意事項 / 応募用紙の様式は問いません。電話での受け付けはできません。

提出されたご意見は後日、市ホームページ等で公表する予定です。

問い合わせ・提出先 /

〒351 8501 朝霞市本町1 1 1 朝霞市政策企画室

内線2312・2315 ☎048 463 3089(直通) ☎048 467 0770

✉seisaku\_kikaku@city.asaka.saitama.jp

(メールで送信の場合は添付ファイルとせず、件名を「協働指針の意見」として送ってください。)